

にぎわい WAI・わいねっと実行委員会設置要綱

(設置)

第1条 歴史や文化に彩られた中央区の魅力や、商店街等さまざまなまちのにぎわい情報を効果的に発信するサイトを開設し、運用するため、「にぎわい WAI・わいねっと実行委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) まちのにぎわい情報を発信するサイト「にぎわい WAI・わいねっと」の開設に関すること。
- (2) 「にぎわい WAI・わいねっと」の更新その他効果的な運用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、中央区内で活動する地域団体、経済団体、商店街、企業、イベント主催者等まちのにぎわい創出に携わる者から中央区長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長等)

第5条 委員会に委員長、副委員長、会計及び会計監事を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を行する。
- 5 会計は、委員会の会計を掌理する。
- 6 会計監事は、会計を監査する。
- 7 副委員長、会計及び会計監事は、委員長が指名する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者が会議に出席することができる。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、中央区役所に置く。

(会計)

第8条 本会の会計は、本会の設置の日から始まり、解散することとなる日をもって終わる。

本会の経費は、分担金・広告収入等をもって充てるものとする。

なお、分担金の精算については事業終了後速やかに実施するものとする。

委員長は、本会の会計について事業終了後速やかに決算報告書を作成し監査の検査を受けたのち本会の会議において承認を得なければならない。

事業終了後、余剰金及び残余財産が生じた場合は委員会において審議し、その取扱いを決定する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月19日から施行する。